

第47回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時 2024年12月27日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

開催場所 岡山市北区野田三丁目12番33号
東和ハイシステム株式会社
本社2階スピリットホール
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

議決権行使 ご出席されなくとも郵送およびインター
ネットによる議決権行使が可能です。

議決権 行使期限	2024年12月26日（木曜日） 午後5時50分まで
-------------	-------------------------------

決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名
選任の件

目次	
招集ご通知	1
参考書類	4
事業報告	11
計算書類	24
監査報告書	26

株主各位

岡山市北区野田三丁目12番33号

東和ハイシステム株式会社

代表取締役 石井 滋久

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第47回定時株主総会招集ご通知」及び「第47回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト (<https://www.towa-hi-sys.co.jp/company/company-ir/meeting>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

・東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、郵送またはインターネットの電磁的方法により議決権を行使していただくことができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年12月26日（木曜日）午後5時50分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年12月27日（金曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	岡山市北区野田三丁目12番33号 東和ハイシステム株式会社（本社2階スピリットホール）
3 目的事項	報告事項 第47期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告および計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

■当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
■電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンから議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限 | 2024年12月26日（木曜日）午後5時50分まで

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。>>>

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限 | 2024年12月26日（木曜日）午後5時50分到着分まで

株主総会にご出席される場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。（当日ご出席の場合は、インターネットまたは議決権行使書の郵送による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。）

株主総会開催日時 | 2024年12月27日（金曜日）午前10時

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

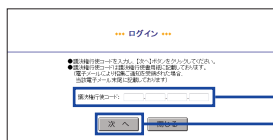
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

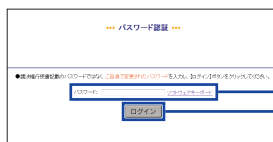
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

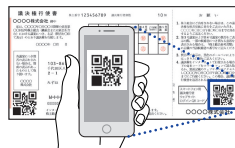
「ログイン」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンでQRコードを読み取る方法「スマート行使」

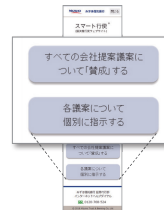
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
 議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
 ※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である
 みずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせ下さい。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
 「フリーダイヤル 0120-768-524 (9:00~21:00)」

ご注意

1. パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
2. パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
3. 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。
4. 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
5. インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては下記をご参照ください。

候補者 番号	氏 名	当社における地位	取締役会への出席状況 (第47期)
1	いし い 石井 しば ひさ 滋久 再 任	代表取締役	100% (17回／17回)
2	いい つか 飯塚 まさ や 正也 再 任	取締役社長執行 役員	100% (13回／13回)
3	いの き 猪木 けん じ 健二 再 任 社外取締役候補者	社外取締役	100% (17回／17回)

監査等委員会の意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任について検討を行いました。各候補者に関しては、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価した上で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として適任と判断いたします。

1

いし い 石井
しげ ひさ 滋久

(1945年11月22日生) 再任

■ 所有する当社の株式の数： 752,800株 ■ 取締役会への出席状況（第47期）： 100%（17回／17回）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

1965年 6 月 東和レジスター株式会社入社

1978年 3 月 当社設立（旧商号・東和レジスター岡山販売株式会社）代表取締役（現任）

■ 取締役候補者とした理由：

石井滋久氏は、長年にわたり当社の代表取締役を務め経営を担っており、重要な意思決定と業務執行に対する監督機能を適切に果たして参りました。引き続き当社の事業成長と企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者といいたしました。

2

いい つか 飯塚
まさ や 正也

(1964年1月9日生) 再任

■ 所有する当社の株式の数： 500株 ■ 取締役会への出席状況（第47期）： 100%（13回／13回）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

1988年 4 月 日本勧業角丸証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社

2018年 4 月 みずほ証券株式会社証券理事 岡山支店長

2019年 7 月 みずほ証券株式会社証券参与 岡山支店長

2021年10月 みずほ証券株式会社退社

2021年11月 当社入社 執行役員ビジネス創造推進室長兼関東マネージャー

2022年10月 内部監査室長兼内部統制統括

2023年 3 月 代表特命ゼネラルマネージャー

2023年12月 当社 取締役社長執行役員（現任）

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要：

飯塚正也氏は、2023年12月当社取締役社長執行役員 歯科DX推進COOに就任し、第47期は激変する歯科業界のリーディングカンパニーとして圧倒的なスピードと開発・販売力で大きな旋風を巻き起こして参りました。その知見、経験、実績を活かして、当社の重要な業務執行の決定に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者といいたしました。

3

いの き
猪木けん じ
健二

(1964年7月3日生)

再 任

社外取締役候補者

■ 所有する当社の株式の数： 一株 ■ 取締役会への出席状況（第47期）： 100%（17回／17回）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

2014年 4 月 おかやま番町法律事務所（統合）、共同代表（現任）

2020年 4 月 当社 社外取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由：

猪木健二氏は、長年にわたり弁護士として企業法務の実務に携わり、法律専門家としての豊富な知識と実績を有しております。当社と利害関係のない独立した立場から貴重な意見をいただいております。引き続き当社のガバナンス体制の強化にも活かせると判断し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石井滋久氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 猪木健二氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 猪木健二氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年8ヶ月となります。
5. 当社と猪木健二氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合には、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には更新を予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位	取締役会への 出席状況 (第47期)	監査等委員会への 出席状況 (第47期)
1	たか はし 高橋 むつ はる 睦治 再 任	取締役 (常勤監査等委員)	100% (17回／17回)	100% (14回／14回)
2	ふく い 福井 ご ろう 五郎 再 任 社外取締役候補者	社外取締役 (監査等委員)	100% (17回／17回)	100% (14回／14回)
3	つじ 辻 けい いち 啓一 再 任 社外取締役候補者	社外取締役 (監査等委員)	100% (17回／17回)	100% (14回／14回)

1

たか はし

むつ はる

高橋

睦治

(1957年4月20日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数： 3,600株 ■ 取締役会への出席状況（第47期）： 100%（17回／17回）
 ■ 監査等委員会への出席状況（第47期）： 100%（14回／14回）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

1980年4月 株式会社天満屋入社
 2003年3月 同社広島緑井店人事・庶務部長
 2013年3月 同社本社法務・総務チーム部長
 2016年10月 当社入社 管理本部担当本部長
 2017年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

■ 取締役候補者とした理由：

高橋睦治氏は、2017年6月より当社常勤の取締役常勤監査等委員として、その経験や見識をもとに様々な角度から監査を行い、経営の健全性、適正性の確保に努めており、今後もその経験と見識を最大限発揮し経営の健全性と適正性を当社経営に活かせると判断し、常勤取締役（監査等委員）候補者となりました。

2

ふく い
福井ご ろう
五郎

(1948年11月3日生)

再任

社外取締役候補者

■ 所有する当社の株式の数： 1,200株 ■ 取締役会への出席状況（第47期）： 100%（17回／17回）
 ■ 監査等委員会への出席状況（第47期）： 100%（14回／14回）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

1982年10月 株式会社ハイエレコン入社
 1991年6月 同社常務取締役
 2007年6月 株式会社エレコム情報サービス代表取締役
 2016年11月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
 2017年7月 株式会社GoGyoJapan取締役会長（現任）
 2017年11月 株式会社インタフェース社外取締役
 2020年11月 株式会社インタフェース技術アドバイザー（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要：

福井五郎氏は、当社と利害関係のない独立した立場から貴重な意見をいただいております。ＩＴビジネス（主に医療事務分野）での経営者としての見識と、豊富なコンサルティング経験に基づき、経営全般にわたり積極的な意見や方向性を示していただくことを期待しております。また、ＩＴコーディネーターの資格を有し、引き続き当社ビジネスの伸展に大きく貢献していただけると判断し、社外取締役候補者となりました。

■ 所有する当社の株式の数： 1,200株 ■ 取締役会への出席状況（第47期）： 100%（17回／17回）
 ■ 監査等委員会への出席状況（第47期）： 100%（14回／14回）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

1971年 4 月 株式会社呉電子計算センター入社
 1989年 6 月 同社取締役営業部長
 2002年12月 同社常務取締役
 2007年 5 月 株式会社レジェンド・アプリケーションズ入社
 2010年 3 月 株式会社データホライゾン入社 西日本営業部 担当部長
 2016年11月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要：

辻啓一氏は、当社と利害関係のない独立した立場から貴重な意見をいただいております。ITビジネス（主にレセプト・医療データベース分野）での豊富な経験と、経営者としての見識に基づき、特に営業面での意見や指針を示していただくことを期待しております。引き続き当社のビジネスの伸展に大きく貢献していただけると判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福井五郎氏および辻啓一氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 福井五郎氏および辻啓一氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役ですが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両名とも8年1ヶ月となります。
4. 当社と福井五郎氏および辻啓一氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。両氏が再任された場合には、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には更新を予定しております。

(ご参考) 取締役会のスキル・マトリックス

本総会において、議案が原案どおりに承認された場合の、現在の取締役を含めた各取締役の専門性および経験は以下のとおりとなります。

氏 名	役 職	社外	企業経営	販売・ 営業戦略	システム開 発・品質管理	財務会計	法務・リスクマネ ジメント
石井 滋久	代表取締役		○	○	○		
飯塚 正也	取締役 社長執行役員		○	○	○	○	○
猪木 健二	取締役	●	○				○
高橋 睦治	取締役 (常勤監査等委員)					○	○
福井 五郎	取締役 (監査等委員)	●	○	○	○	○	
辻 啓一	取締役 (監査等委員)	●	○	○	○		

以 上

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

【当期の経営成績の概況】

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が進む中、緩やかな回復基調は続いているものの、原材料費上昇による物価高騰や人手不足による人件費高騰、さらなる国際的な情勢不安等、引き続き、先行き不透明な状況が続いています。

そのような中、歯科業界では、令和5年6月に厚生労働省より発表された「医療DXの推進に関する工程表」を踏まえ、過去に類を見ない大規模な「令和6年度 診療報酬改定」が行われ、加速度的に医療DXの流れが進んでいます。そして、令和6年5月23日に開催された世界経済フォーラムでは「口腔保健への投資に関する世界的なコミットメント」と題する白書が発表され、歯周病と全身疾患との関係性などを例に口腔衛生の重要性を強調する内容となっており、今後は、歯科医院の経営を治療主体から歯周病治療・予防を主体とした長期的な口腔機能管理型へと進化・転換・変革していくと共に、生産性向上や業務効率の改善、大幅な時間短縮を図ることで新たな医院収入の柱の創設に繋げていくことが不可欠です。しかしながら、歯科衛生士をはじめとした医療従事者の不足や歯周病専門医の不足といった社会問題への対応や医療DX推進へ向けた助成金・補助金に係る申請・期限等の情報提供・説明実施が全くできていないというのが現状です。

そこで、当社は全国の先生方へ「令和6年度 診療報酬改定」説明会をアンコール編も含めて全7回実施し、歯科医院を医療DXの観点から助成金・補助金を活用して支援するソフトやマイナ保険証の利用状況等を見える化したソフトを次々に開発・販売すると共に、下記①②③のAI・音声シリーズを拡販することで、激変する歯科業界のリーディングカンパニーとして圧倒的なスピードと開発力で大きな旋風を巻き起こして参りました。

① AI・音声シリーズ第1弾「AI・音声電子カルテ統合システム (Hi Dental Spirit AI-Voice)」

先生が診療しながら、手袋を外さず、音声でカルテ作成・検査結果が記録でき、治療説明の会話録音とテキスト化による自費での診療トラブルを防止できます。

② AI・音声シリーズ第2弾「AI・音声歯周病検査 (Perio chart Pro. Voice)」

歯周病治療・予防に係る検査と記録を歯科医師・衛生士1人で完結するだけでなく、短縮された時間を利用してお客様とのコミュニケーションやカウンセリングの時間に充てることで、患者様の満足度や歯周病予防への意識を高め、定期メンテナンス促進へ繋げることができます。

③ AI・音声シリーズ第3弾「AI・音声サブカルテ (Sub Karte-Voice)」

サブカルテのデジタル化により、歯科医院で共有する患者様のあらゆる情報を院内だけでなく訪問診療先でもAI・音声による入力と情報共有が可能となります。

このような取り組みの結果、当事業年度の売上高2,114,068千円(前期比3.5%増)、営業利益422,226千円(前期比82.8%増)、経常利益587,572千円(前期比52.3%増)、当期純利益401,809千円(前期比55.4%増)、上場来最高益更新となりました。

併せて、自己資本比率89.9%、売上高経常利益率27.8%、売上高純利益率19.0%となり、売上高経常利益率・純利益率で上場来最高の経営指標となりました。尚、9/30現在 PER 10.3倍 PBR 1.1倍 ROE 10.5%となっております。

売上高

第47期
(当事業年度) > 2,114百万円
前期比 3.5%増

第46期 (前事業年度) 2,041百万円

営業利益

第47期
(当事業年度) > 422百万円
前期比 82.8%増

第46期 (前事業年度) 230百万円

経常利益

第47期
(当事業年度) > 587百万円
前期比 52.3%増

第46期 (前事業年度) 385百万円

当期純利益

第47期
(当事業年度) > 401百万円
前期比 55.4%増

第46期 (前事業年度) 258百万円

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

歯科業界では、加速度的に医療DXの流れが進むと共に世界経済フォーラムの白書において、歯周病治療・予防による口腔衛生の管理こそが糖尿病・認知症・心疾患・呼吸器疾患等の改善にも繋がるということが発表されるなど、コロナ禍で影響が大きかった歯科医院にとって、今、大きなスポットが当たり、医科や介護施設、ケアマネージャーとの地域連携における役割期待が大きく高まっていると当社では考えています。しかしながら、歯科衛生士をはじめとした医療従事者の不足や歯周病専門医の不足といった社会問題への対応や医療DX推進へ向けた助成金・補助金に係る申請・期限等の情報提供や説明ができていない現状もあり、歯科業界の未来を憂えざるを得ません。

そこで、当社は、AI音声による革新的ソリューション「Revoriuture*(レボリューチャー) 新たな世界へ!」を合言葉に歯科業界に革命を起こし歯科医療の未来を明るく照らして参る所存です。具体的には、歯科医院を医療DXの観点から助成金・補助金を活用して支援するソフトやマイナ保険証の利用状況等を見える化したソフトの販売を継続すると共に主力商品であるAI・音声シリーズ第1弾「AI・音声電子カルテ統合システム (Hi Dental Spirit AI-Voice)」、第2弾「AI・音声歯周病検査 (Perio chart Pro. Voice)」、第3弾「AI・音声サブカルテ (Sub Karte-Voice)」のさらなる拡販へと繋げ、小児から来院できなくなった患者さままで一生のかかりつけ医として、患者個々の状態に応じた口腔機能の発達・維持・回復をめざす「治療・管理・連携型」歯科診療への進化・転換・変革を支援していくことで、医院収入の拡大や医療費の抑制、その先にある国民のQOL向上「生きる幸せ」へとさらに貢献して参ります。

そしてAI音声から生成AIを活用したAI・音声シリーズ第4弾・5弾の新たな展開を通じて、中長期的目標である3,000歯科医院を超えるAI・音声シリーズを拡販することで、売上高35億円 経常利益10億円 売上高経常利益率28.5% 純利益7億円 売上高純利益率20.0%を上回る達成を目指します。

※ Revoriuture(レボリューチャー)はRevolution(革命・変革)とBrightly(明るく・煌々と)とFuture(未来・将来)を組み合わせた当社世界観の造語です。AI・音声シリーズで「歯科に革命を起こして未来を明るく照らす!」という思いを込めています。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	2021年9月期 第44期	2022年9月期 第45期	2023年9月期 第46期	2024年9月期 第47期 (当期)
売上高	2,369百万円	2,215百万円	2,041百万円	2,114百万円
当期純利益	375百万円	316百万円	258百万円	401百万円
1株当たり当期純利益	173円64銭	141円96銭	116円03銭	180円35銭
総資産	4,018百万円	4,045百万円	4,061百万円	4,375百万円
純資産	3,503百万円	3,589百万円	3,733百万円	3,934百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除して算出しております。
2. 第45期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号2020年3月31日)等を適用しており、第45期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、歯科医院向け電子カルテシステムに特化した研究開発、コンサルティング、サポートを行う製販一体のオンリーワン企業です。

1978年、『売上なくして経営なし 利益なくして事業なし 人生もロマン 経営もロマン 無限の可能性に挑戦』を経営理念、また「サポートなくして販売なし」「お客様の笑顔、お客様の満足が私たちの喜び」「顔が見え、心が触れ合う」を事業理念に掲げ歯科医療に夢と未来を提供したいとの強い思いから創業しました。

そして、2020年12月25日 東京証券取引所スタンダード市場へ上場いたしました。

主力商品である歯科電子カルテ統合システム「Hi Dental Spirit XR-10i」は、厚生労働省のガイドライン（「電子カルテ三原則」真正性・見読性・保存性）に対応、「生体認証指静脈」を採用することで真正性を確保、世界のセキュアDB「HiRDB」を採用することで監査証跡機能による情報漏洩、データ改竄を排除したカルテ機能とiPadを用いたインフォームド Consent 機能、レセプト機能、これらを統合・一元管理を可能としたシステムです。

さらに、2023年3月8日 AI・音声シリーズ第1弾として、AI・音声電子カルテ統合システム「Hi Dental Spirit AI-Voice」をリリースしました。先生が診療中に手袋を外さず、音声だけでカルテ作成、検査結果が記録でき、治療説明の会話録音と文章化により自費での診療トラブル防止に役立ちます。

第2弾として、2023年8月29日 世界で幅広く使われている歯周病検査表と国際基準のWHO・FDI（国際歯科連盟）方式に対応したAI・音声歯周病検査「Perio chart Pro.Voice」をリリースしました。健康長寿社会を迎え、歯の早期予防・早期治療への健康意識が高まる中、来たる「国民皆歯科健診」制度導入による衛生士不足の社会問題解決の為にシステム開発、歯科医師・衛生士1人で検査と記録が完結でき、業務が大幅に短縮されDX実現が可能となる画期的な商品です。全国全ての歯科医院へ独立したシステムとして単独での導入が可能です。

そして、第3弾として、2024年8月29日、AI・音声サブカルテ「Sub Karte-Voice」をリリースしました。サブカルテとは、患者さまに関するあらゆる情報を院内で共有する為、日々の処置内容や会話内容、患者さまの変化で気付いたことなどを書き記すメモのことです。手書きで書かれていることが多い為 “他の人が読むことができない” “紛失・置き忘れが多い” “翌日のサブカルテ準備に時間がかかる” “保管場所が足りない” など様々な悩みが上がっていることが多く、歯科医師の約8割が「サブカルテ」のデジタル化を希望しています。「Sub Karte-Voice」は、歯科医院で共有する患者様のあらゆる情報を院内だけでなく訪問診療先でもAI・音声による入力と情報共有が可能となる業界初の画期的なシステムです。

今後の事業戦略は、AI・音声シリーズ第2弾「Perio chart Pro.Voice」、AI・音声シリーズ第3弾「Sub Karte-Voice」の2つを大きな軸として、販売エリアを全国規模へ拡大、主力商品であるAI・音声シリーズ第1弾「Hi Dental Spirit AI-Voice」へ繋げ、歯科業界にとって最も大きな課題であるDX実現を力強く支援すると共に、国の医療費削減、国民のQOL向上にも貢献して参ります。

なお、当社の事業は「歯科医院向けシステム事業」の単一セグメントであります。

(8) 主要な営業拠点

当社の営業拠点は本社を含み24拠点を展開しております。

	営業拠点	所在地
1	岡山本社	岡山県岡山市北区野田三丁目12-33
2	広島支店	広島県広島市中区上幟町3-33 日立システムズビル3F
3	福山営業所	広島県福山市西町二丁目10-1 福山商工会議所7F
4	山口営業所	山口県山口市小郡高砂町1-8 MY小郡ビル5F
5	島根営業所	島根県松江市朝日町477-17 松江SUNビル5F
6	鳥取営業所	鳥取県鳥取市今町一丁目103 住友生命鳥取ビル2F
7	大阪支店	大阪府大阪市西区土佐堀一丁目3-7 肥後橋シミズビル10F
8	堺営業所	大阪府堺市堺区甲斐町西一丁目1-35 サンビル堺2F
9	大阪北事務所	大阪府茨木市西中条町3 NSビル4F
10	神戸支店	兵庫県神戸市中央区栄町通一丁目2-10 読売神戸ビル5F
11	姫路営業所	兵庫県姫路市東延末一丁目1 姫路NKビル6F
12	愛媛支店	愛媛県松山市三番町七丁目1-21 ジブラルタ生命8F
13	高知営業所	高知県高知市本町四丁目2-52 オカバ高知ビル9F
14	高松営業所	香川県高松市松島町一丁目13-14 九十九ビル6F
15	福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目4-15 博多駅前H-44ビル4F
16	佐賀営業所	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9-45 大樹生命佐賀駅前ビル4F
17	長崎営業所	長崎県長崎市馬町24 KHスクエア長崎6F
18	北九州営業所	福岡県北九州市小倉北区室町三丁目2-150 RISO室町2F
19	大分営業所	大分県大分市舞鶴町一丁目3-30 STビル10F
20	熊本営業所	熊本県熊本市中央区水前寺一丁目20-22 水前寺センタービル3F
21	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市大黒町4-11 日宝いづろビル5F
22	沖縄営業所	沖縄県那覇市久米二丁目4-6 明治安田生命沖縄ビル別館9F
23	東京支社	東京都品川区北品川四丁目7-35 御殿山トラストタワー1F
24	横浜営業所	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8-11 メットライフ新横浜ビル5F

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
117名	17名減

(注) 従業員数は就業人員であり、当社からの社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数： 7,800,000株

発行済株式の総数： 2,228,000株(自己株式76株を含む)

(2) 株主数

1,235 名

(3) 大株主

株主名又は名称	持株数 (株)	持株比率 (%)
有限会社エス・イー	779,800	35.00
石井 滋久	752,800	33.79
石井 恵美子	50,000	2.24
東和ハイシステム社員持株会	49,288	2.21
山本 倫典	46,500	2.09
猪子 久美子	45,600	2.05
MSIP CLIENT SECURITIES	44,200	1.98
松本 典文	23,500	1.05
加藤 丈博	21,000	0.94
平尾 丈	17,400	0.78

(注) 持株比率は自己株式(76株)を控除して算出しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	石井 滋久	
取締役社長執行役員	飯塚 正也	
社外取締役	猪木 健二	おかやま番町法律事務所 共同代表
取締役 (常勤監査等委員)	高橋 睦治	
社外取締役 (監査等委員)	福井 五郎	株式会社GoGyoJapan 取締役会長 株式会社インタフェース技術アドバイザー
社外取締役 (監査等委員)	辻 啓一	

- (注) 1. 取締役である猪木健二氏は社外取締役であります。
同氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
また、同氏は弁護士であり法曹に関する相当程度の知見を有しております。
2. 常勤の監査等委員の選定について
当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、高橋睦治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役監査等委員である福井五郎氏および辻啓一氏は、社外取締役であります。
4. 福井五郎氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 当社は、社外取締役猪木健二氏、社外取締役監査等委員福井五郎氏および辻啓一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び2016年11月28日開催の定時株主総会での決議に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項に基づく賠償責任に関し、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する旨の契約（以下「責任限定契約」という。）を締結することができる旨（但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。）の定款変更を行いました。なお当社は、社外取締役3名（猪木健二氏、福井五郎氏、辻啓一氏）と当該責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者はすべての当社取締役であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

（４）当事業年度に係る取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を2021年2月12日開催の取締役会において決議いたしました。その概要は以下のとおりです。

（ⅰ）基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および役員賞与により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

（ⅱ）基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

（ⅲ）業績連動報酬等の内容および額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等の位置づけとして、役員賞与が該当し、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合い等を勘案して、四半期毎に判定して決定した額を賞与として毎年、一定の時期に支給するものとします。具体的には、支給のつど取締役会で役員賞与の支給総額を決定した上で、代表取締役が取締役会からの委任を受けて個別の取締役（監査等委員であるものを除く。）の役員賞与支給額を決定します。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の金銭報酬の額は、2016年11月28日開催の第39回定時株主総会において年額168百万円以内と決議しております（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年11月28日開催の第39回定時株主総会において年額28百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役石井滋久がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、基本報酬および役員賞与の額の決定であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、適切な判断が可能であると考えているためです。

上記の委任を受けた代表取締役は、株主総会で決議を受けた報酬総額限度額（年額）の範囲および事前に取締役会で決議を受けた役員賞与支給額の範囲において、社外取締役を中心に構成される監査等委員会の意見も踏まえて適切に決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額	基本報酬の支給額	業績連動報酬の支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (1名)	65百万円 (3百万円)	65百万円 (3百万円)	—
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	14百万円 (6百万円)	14百万円 (6百万円)	—
合計	7名	79百万円	79百万円	—

（５）社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席回数	監査等委員会出席回数	主な活動状況
社外取締役	猪木 健二	17回/17回	—	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業法務およびコンプライアンスの観点から積極的な意見を示していただくなど社外取締役として重要な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	福井 五郎	17回/17回	14回/14回	ＩＴビジネスでの経営者としての見識と、豊富なコンサルティング経験に基づき、経営全般にわたり積極的な意見や方向性を示していただくなど、社外取締役として重要な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	辻 啓一	17回/17回	14回/14回	ＩＴビジネス（主にレセプト・医療データベース分野）での豊富な経験と、経営者としての見識に基づき、特に営業面での意見や指針を示していただくなど、社外取締役として重要な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人としての報酬等： 26百万円

②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額： 26百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、社内関係部署および会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で、当期の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合や監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任および解任並びに不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

①業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程、リスク管理規程、コンプライアンス規程により整備しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱いは、法令に従った取締役会議事録の作成、各種の会議における議事録、文書管理規程等により整備しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有しており、リスク管理規程により整備しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、その職務執行を毎月定期的に報告・分析・検証を行うことで確保する体制としております。

5. 従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

従業員に法令・定款の順守を徹底するため、就業規則を整備し、手厚い研修を行う体制としております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

監査等委員会の職務を補助する従業員として管理部門の者を指名しております。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

取締役および従業員がタイムリーに監査等委員会へ報告することができるよう、常勤の監査等委員を指名し、常時、管理部門および内部監査担当者と情報交換が可能となる配置をしております。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、2016年11月に監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性および効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

また、定期的に全体集会を実施し、全役職員に対してコンプライアンス教育を実施しております。特に反社会的勢力の排除に対しては、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求を排除しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的かつ安定的な株主還元の実施を基本方針として、将来的な事業展開および経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、業績および配当性向を総合的に勘案して剰余金の配当額を決定しております。内部留保資金については、事業拡大および研究開発を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的方針としております。

また、期末配当の基準日は毎年9月30日、中間配当の基準日は毎年3月31日とし、このほか基準日を定めて剰余金を配当することができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,983,887	流動負債	387,397
現金及び預金	1,605,117	買掛金	24,891
売掛金	168,646	未払金	119,601
商品	183,016	未払法人税等	136,879
前払費用	26,336	未払消費税等	46,000
未収入金	769	預り金	4,441
		賞与引当金	12,729
		その他	42,853
固定資産	2,391,828	固定負債	54,222
有形固定資産	694,105	退職給付引当金	54,222
建物	305,274	負債合計	441,619
構築物	1,966	(純資産の部)	
車両運搬具	6,303	株主資本	3,982,665
工具、器具及び備品	30,630	資本金	343,080
土地	349,929	資本剰余金	297,480
無形固定資産	209,254	資本準備金	297,480
ソフトウェア	126,741	利益剰余金	3,342,235
ソフトウェア仮勘定	80,600	利益準備金	10,000
その他	1,912	その他利益剰余金	3,332,235
投資その他の資産	1,488,468	固定資産圧縮積立金	12,518
投資有価証券	1,388,630	別途積立金	170,900
敷金及び保証金	37,011	繰越利益剰余金	3,148,817
繰延税金資産	62,049	自己株式	△130
その他	777	評価・換算差額等	△48,569
		その他有価証券評価差額金	△48,569
資産合計	4,375,715	純資産合計	3,934,096
		負債・純資産合計	4,375,715

損益計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,114,068
売上原価	512,545
売上総利益	1,601,522
販売費及び一般管理費	1,179,296
営業利益	422,226
営業外収益	
受取利息	10
有価証券利息	19,102
受取配当金	8,800
受取手数料	825
投資有価証券売却益	110,817
投資事業組合運用益	23,147
その他	2,643
経常利益	587,572
税引前当期純利益	587,572
法人税、住民税及び事業税	198,504
法人税等調整額	△12,741
当期純利益	401,809

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年11月22日

東和ハイシステム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 尚 弥
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 秀 男
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東和ハイシステム株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月22日

東和ハイシステム株式会社 監査等委員会

監査等委員 高 橋 睦 治

監査等委員 福 井 五 郎

監査等委員 辻 啓 一

(注) 監査等委員福井五郎及び辻啓一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

治療か

「Revoriuture」

レボリューチャー

歯科医療の未来を明るく照らす



第1弾

AI・音声

Hi Dental

業務 統合・一元管理



第2弾

AI・音声歯周病検査

Perio chart Pro.Voice

検査と記録も一人で完結 訪問診療同時活用

歯科
三種の

口腔ケアで目指
国民のQOL向上へ

ら予防
新たな世界へ！

AI・音声革新的ソリューション

電子カルテ

Spirit AI-Voice

手袋外さず音声電子カルテ

DX
神器

第3弾

AI・音声サブカルテ

Sub Karte-Voice

いつでもどこでも情報共有 技工指示書デジタル化

す「幸せな未来」
歯科DXで課題解決

※Revoriuture(レボリューチャー)は、Revolution(革命・変革)とBrightly(明るく・煌々と)とFuture(未来・将来)を組み合わせた当社世界観の造語です。AI・音声シリーズで「歯科に革命を起こして未来を明るく照らす!」という思いを込めています。
※当社製品は医療機器に該当しません。
※その他記載の会社名・製品名は、それぞれの会社の商標もしくは登録商標です。

株主総会会場ご案内略図



会 場

東和ハイシステム株式会社
本社2階スピリットホール
岡山市北区野田三丁目12番33号
電話 (086)243-3003

交通のご案内

JR山陽本線 JR伯備線 北長瀬駅より徒歩約15分
JR宇野線 大元駅より徒歩約23分

※ご来場の際は公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

